

大阪府警察の大規模災害時の対応について

対象受検機関：大阪府警察本部警務部警務課、警備部警備第二課、
警務部厚生課、総務部施設課、交通部運転免許課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項														
1大阪府警察における業務継続計画の策定状況 ・平成 24 年に警察庁から都道府県警察に対し、「大規模災害対応都道府県警察業務継続計画策定ガイドライン」が示され、業務継続計画の策定が求められたことを受け、府警察では、平成 26 年 4 月に「業務継続ガイドライン」を策定した。 ・その後、令和 6 年 4 月に「大阪府警察業務継続計画の暫定的な制定について」として一般通達（※ 1）を発出し、令和 8 年 3 月にも同内容の一般通達をあらためて発出し、現在まで暫定版の「大阪府警察業務継続計画」（以下「BCP」という。）に基づく取組を実施している。なお、今年度中に例規通達（※ 2）の発出及び公表を予定している。 （※ 1）（※ 2） 本部長又は本部長の命によって副本部長若しくは主管の部長が職務運営について部長及び所属長に指揮命令をするもので、規程以外の形式によって示達し、かつ、その効力が示達した日から起算して 2 年を経過する日を超えないものを一般通達（※ 1）、2 年を経過する日を超えるものを例規通達（※ 2）という。 2BCP の内容 (1) 被害想定 所属職員の一部又は大半が業務に従事できないなどの危機事象（大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症）を想定している。具体的には震度 6 弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、気象警報が発表され大規模な風水害（大雨、暴風、高潮等の影響による河川の破堤、土砂崩れ、ライフライン又は公共交通機関等の機能停止、家屋の倒壊、床上浸水等）が発生し、又は発生するおそれがある場合等である。 (2) 業務区分と非常時優先業務の考え方 危機事象の発生時において、必要な業務を円滑に継続するために、業務を優先度に応じて区分し、被害状況等に応じて対応していくとしている。区分及び内容は次のとおり。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">非常時優先業務</td><td>一般継続業務</td><td>所属にて平時から担っている警察業務のうち、危機事象が発生した場合でも、不可欠かつ優先度が高い業務として、継続的に実施することが必要な業務</td></tr><tr><td>応急対策業務</td><td>危機事象が発生した場合に、新たに取り組む必要が生じた業務、業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要が生じる業務</td></tr><tr><td colspan="2">縮小・中断業務</td><td>非常時優先業務以外の業務で、緊急に実施することが必ずしも必要ではなく、一定の期間大幅な縮小又は中断が可能な業務</td></tr><tr><td colspan="2">管理業務</td><td>非常時優先業務を実施するために必要な組織運営、設備管理等に関する業務</td></tr></table> (3) 職員の役割（職責） 実施体制として、業務継続総括責任者（副本部長）、業務継続運用責任者（各部長）、業務継続実施責任者（所属長）（以下「実施責任者」という。）等を置いている。 実施責任者は、所属職員を指揮し、所属における計画の適性かつ効率的な実施を図るものとされている。また、所掌業	区分		内容	非常時優先業務	一般継続業務	所属にて平時から担っている警察業務のうち、危機事象が発生した場合でも、不可欠かつ優先度が高い業務として、継続的に実施することが必要な業務	応急対策業務	危機事象が発生した場合に、新たに取り組む必要が生じた業務、業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要が生じる業務	縮小・中断業務		非常時優先業務以外の業務で、緊急に実施することが必ずしも必要ではなく、一定の期間大幅な縮小又は中断が可能な業務	管理業務		非常時優先業務を実施するために必要な組織運営、設備管理等に関する業務	1府警察は、非常用備蓄として食料及び水については全職員の 3 食 3 日分を備蓄しているが、更新時期の到来に伴い全て廃棄処理している。 2運転免許更新関係業務については、大規模災害発生時に施設の損壊やシステム障害等により業務の全部又は一部が実施できない状況が想定されるが、その場合でも必要な業務を実施できるよう、人事異動などに合わせて対応訓練等が実施されている。 一方で、大規模災害発生時の業務の実施手順や対応上の留意事項、訓練等を通じて得られた知見等について、組織として共有及び継承が図られるよう、手引き等により整理・可視化する取組は行われていない。	1府（知事部局）の災害用備蓄物資については、賞味・消費期限の到来により廃棄することのないよう、防災訓練や府民等への防災啓発・教育の場等において有効活用が図られている。 府の取組等を参考として、更新時期を迎える非常用備蓄食等について計画的に有効活用することを検討されたい。 2運転免許更新関係業務については、多数の府民に関係する業務であることから混乱を回避するため、的確な情報発信や臨機応変な対応が求められる。 このため、大規模災害発生時における業務の実施手順、対応上の留意事項及び訓練等を通じて得られた知見等について、可能な範囲で手引き等において整理・可視化し、組織として共有及び継承が図られるよう検討されたい。
区分		内容														
非常時優先業務	一般継続業務	所属にて平時から担っている警察業務のうち、危機事象が発生した場合でも、不可欠かつ優先度が高い業務として、継続的に実施することが必要な業務														
	応急対策業務	危機事象が発生した場合に、新たに取り組む必要が生じた業務、業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要が生じる業務														
縮小・中断業務		非常時優先業務以外の業務で、緊急に実施することが必ずしも必要ではなく、一定の期間大幅な縮小又は中断が可能な業務														
管理業務		非常時優先業務を実施するために必要な組織運営、設備管理等に関する業務														

務について、危機事象が発生した場合に備えてあらかじめ所属の状況を総合的に勘案して、一般継続業務、縮小・中断業務又は管理業務に区分し、縮小・中断業務に区分した場合であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、所属職員の人員配分を調整するなど適切な対応をとるものとしている。		
3 B C Pに基づく具体的取組（大規模災害に備えた準備状況） (1) 人的資源の確保 災害発生直後から段階に応じた職員の欠勤状況を前提とした人員計画を作成することとしている。また、執務時間外における災害の発生を想定した職員の非常参集時間を算出し、参集状況を把握している。災害発生時には、参集できた人員から対応することができるよう、所属長は、非常参集者について逐次部隊編成を行い、初動措置を講じることができるようにしている。 (2) 庁舎機能の確保 ・平素から停電に備え、各所属において非常用発電機の点検、整備等を行い、72時間分（通常時使用量）の燃料を備蓄している。警察通信の確保として、近畿管区警察局大阪府情報通信部と連携して、通信機器の点検、整備等を行っている。 ・非常電源コンセントについては、電気設備点検において、非常用発電機を稼働させた際に、設備図面どおりにコンセントが使用可能となっているか確認するようにしている。 ・オフィス什器の移動・転倒・落下防止対策については、府警察のB C Pでは特段の定めがなく特に講じていないが、対策は必要であると考えており、B C Pへの記載を検討している。 ・災害発生時の応急対策の拠点としての代替施設は、全所属で指定が完了している。 (3) 非常用備蓄食等の準備 ・食料及び水については、全職員の3食3日分を備蓄しており、原則、所属単位で保管している。 ・毎年度、府警察本部の会計課長から本部関係各所属長あてに「非常用備蓄食の廃棄手続きについて」が通知されており、廃棄対象として、非常用備蓄食の数量一覧表を示し、廃棄手続として、廃棄する非常用備蓄食の数量の確認、物品管理簿への記簿、非常用備蓄水の廃棄（指定日までに各所属において廃棄処分し電話連絡すること）が周知されている。 〈参考〉 大阪府災害用備蓄物資更新計画（抜粋） 「本府では災害用備蓄物資（以下、「備蓄物資」という）の購入・管理等を行っているが、備蓄物資のうち、食糧・水については、賞味・消費期限の到来により廃棄することのないよう、防災訓練をはじめとする府民等への防災啓発や防災教育等での活用に加え、府庁内の各部局等が実施する事業・イベント等での活用や、青少年健全育成事業等を実施している団体に配布すること等により、有効活用を図っている。」 (4) 待機宿舍の整備 大規模災害等が発生した場合の初動措置を行う体制を確保することができるよう待機宿舍を世帯用5か所（1,128戸）、单身寮7か所（1,010室）整備し、令和8年5月の入居率は82.9%であり、初動措置に大きな支障が見込まれるような状況にはないものと考えている。また、年1回実施している「大阪府警察大震災総合訓練」時において、待機宿舍に対する実働訓練や情報伝達訓練を行っている。		
4 大規模災害を想定した訓練の実施状況 (1) 府警察では、年1回、阪神・淡路大震災が発生した1月17日頃に「大阪府警察大震災総合訓練」を実施し、早期警備体制の確立、警備本部の運営及び災害現場における対処能力の向上並びに職員の災害意識の醸成を図っている。 (2) 直近（令和8年）の訓練状況 参加所属：警察本部長以下全所属 訓練内容：（本部）警備本部設置・運営、災害メール配信、映像伝送、救出救助、各部個別訓練（警察署）非常参集図上訓練、署警備本部設置・運営、署計画訓練 (3) 訓練終了後、訓練参加者に対して、反省点や今後の検討すべき事項（修正点）についてのアンケートを実施し、今後の各		

種訓練に生かせるようにしている。ＢＣＰを策定した令和６年以降、訓練の都度、訓練内容の検証は行っているが、ＢＣＰの内容の変更までには至っていない。今後ＢＣＰの例規通達が発出されれば、ＢＣＰの内容を盛り込んだ訓練を実施し、ＢＣＰの充実や見直しに反映していくとしている。 ５ 大規模災害時の諸手続（運転免許更新関係）の対応準備 （１）大規模災害発生時は運転免許試験場等施設の損壊やシステム障害等により運転免許関係業務の全部又は一部が実施できない状況を想定している。この場合、警察施設の被災状況や職員の安否等の情報収集を行い、その状況に応じて必要な運転免許関係業務を実施していくとしている。また、府民への情報発信については、報道機関、ウェブサイト及びX（旧ツイッター）等あらゆる広報媒体を活用し実施するとしている。加えて、運転免許試験場ではシステム障害に備え、人事異動など体制の変更に合わせて対応訓練等を実施している。 （２）ＢＣＰでは運転免許更新関係の業務は区分されているが、大規模災害発生時の対応準備については、災害の発生状況に応じて対応する予定であるとして、業務フロー等の作成は行っていない。なお、ＢＣＰでは、業務フロー等を作成することまでは規定されていない。 （３）ＢＣＰに定められた業務の迅速かつ確実な実施に努めるため、体制確保や優先すべき業務等を事前に整理することで危機事象の発生時には可能な限り、所属長が迅速かつ適切に意思決定できるよう取り組んでいるとしており、一所属だけではなく、各部が連携して対応にあたることを想定している。		
--	--	--